事が完了したことを公告する。(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次のとおり工徳島県告示第三百六十一号

令和七年七月四日

徳島県知事 後 藤 田 正

純

株式会社青木建設	六番地	五番二の各一部同との各一部高房字百広花二五番一及び二
佐野礼子	番地徳島市川内町大松一一七	板野郡北島町中村字本須八〇番一
廣常	五〇番地一七	六八番五 藍畑字高畑五六八番一及び五
株式会社加藤不動産	地一六徳島市庄町一丁目二八番	名西郡石井町石井字石井一五〇三番一
氏名	住	地域の名称
くけた者	開発許可を受けた者	開発区域又は工区に含まれる